

4 安心・安全な暮らしづくり

(3)建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

不特定多数の者等が利用する大規模建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所、社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

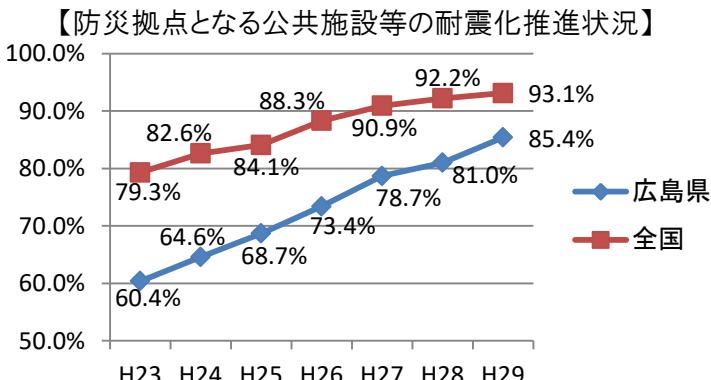
4 安心・安全な暮らしづくり

(3)建築物の耐震化の促進

広島県では、令和2年度も「広島県耐震改修促進計画(第2期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の建築物について、着実に耐震化を進めていくこととしている。

現状／広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化



広島県耐震改修促進計画に基づく取組

多数の者が利用する建築物等	<p>(1) 市町の補助制度の継続、創設の促進 (2) 公共建築物の計画的な耐震化 (3) 所有者への意識啓発</p> <p>目指す姿/目標 耐震改修: R12までに100% (該当棟数: 約2,700)</p>
大規模建築物※1	<p>(4) 耐震化状況の公表による促進 (5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進</p> <p>耐震診断※2: H27.12月までに100% →達成 耐震改修: R2までに100% (該当棟数: 265)</p>
避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路)	<p>(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進 広域緊急輸送道路を指定し義務付け</p> <p>耐震診断※2: R2までに100% 耐震改修: R7までに100% (該当棟数: 265)</p>
防災拠点建築物※3	<p>(7) 民間建築物の耐震化促進 ① 県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進 ② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進</p> <p>耐震診断※2: H29までに100% →未達(H30末 99%) (該当棟数: 882)</p>

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法、又は、広島県耐震改修促進計画により、所有者に対し耐震診断の実施を義務づけたもの

※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(3)建築物の耐震化の促進

課題

- 令和2年度以降も、災害対策拠点(県庁舎等)について、着実に耐震化対策を推進していく必要がある。
- 早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関する避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(3)建築物の耐震化の促進

参考 拠助制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ※3	課題等	R2概算要求等 の状況
		対象 棟数	耐震改修 未実施			
多数の者が 利用する 建 築 物	大 規 築 模 物 ※1	265	53	国(交付金) 11.5% (補助金) 21.8% 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ <u>財政措置の拡充</u> <u>(特別交付税の措置率 1/2の嵩上げ)</u>	防災・安全交付金 R2:12,611億 ※5 (対前年度比121%)
	広域緊急輸 送道路沿道 建 築 物	265	調査中	国(交付金) 1/3 (補助金) 1/15 地方 1/3~	○耐震化への意識不足 ⇒ <u>地方に加え国においても 啓発強化</u>	耐震対策緊急促進事業 R2:120億 (対前年度比100%)
	防 災 拠 点 建 築 物 ※2	882	85	国(交付金) 1/3 (補助金※4) 1/15 地方 1/3~		
保 育 所	公 立	220	139	なし	財政措置の充実が必要	—
	私 立	109	79	国1/2 地方1/4	(保育所等整備交付金)	R2:787億 ※5 (対前年度比121%)
社 会 福 祉 施 設 等 (保 育 所 を 含 む)		1173	844	国1/2 地方1/4 ※4	財政措置の充実が必要	R2:994億 ※5 (対前年度比119%)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

※3 補助制度は、原則の補助率であり、IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。

※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)

※5 施設の耐震化以外の事業を含む。